

時事新報

第一千七百四十五號
明治廿三年八月十三日 水曜日
舊曆庚寅六月廿八日 (丙寅)
日入午後四時五十九分
月出午後二時二十分
入午後五時三十九分
潮潮午前三十九分
午後四時十分
(西曆一千八百九十年)

従繫する處に行はれ殊に消毒法執行の用意整ひ居るは
獨り長浦、和田岬の兩所ありとす左れど東京、神戸其他
より西南の諸港に向て航行する船舶に對しては別に檢
疫の手續を執行せず東に向て航するもののみに對し檢
疫する事なり偕此檢疫には凡そ三種ありて第一は長崎
港を經由せば之を檢査するもの第二は馬關、費陽にて

續甚だ簡便
かんべん

虎列刺豫防の義捐金募集

及び此程に至ては東京市街に侵入せんとするの勢あり既に該病に罹りて倒れたる者さへあり若し長崎市街の例を東京府下に再演する事もあらば其慘状況られざるものあらん素より病毒の豫防に就ては當局者に於て夫れく方法を設け用意既に整ひたりと雖も斯る病毐蔓延の勢ある今日に當り市民は當局者の爲す所に一任して心を安んず可きに非ず况んや病毐一たび貧民の間に入蔓延せば治療の資に窮して其慘状見るに忍びざるべし隨て病毒傳染の勢を助け府民の禍一方ならざれば本社は此際廣く世間の慈善家諸君に義金を募り大日本私立衛生會に托して府下貧困者施療豫防の資に供せんとす世の慈善者諸君左の諸項に従ひ多少に拘はらず義金を投せられんとを乞ふ 時事新報社

一 義捐金は東京市京橋區南鎌町二丁目十二番地時事新報社に送付せらるべし
一 時事新報社に於て義捐金を受取りたる時は日々正午時までに達したる分を取纏め義捐者の姓名並に義捐金額を翌日の新報に掲載し之を以て金員受取の證とす
一 時事新報社に集りかる義捐金は相應の高に達し次第隨時大日本私立衛生會に送付し同會に托して府下貧民のコレラ豫防施療の資に供し義金消費の方法は後日新報紙上に公告すべし

新編
事理

東京地方には石

石炭會社ある者を創立しするに香港通にて有名なる英國商人なども株主と爲りて其評判の高さに隨ひ會社株券は異常に騰貴し一時は拂込金額の凡そ七倍に達したるもありしよしなるが同社事業の設計は今や已に充分且つ數多の土人礦夫を使役し日々の採炭其量少からず唯其產炭の未だ市場に出でざるは坑口より港頭まで運すべき鐵道工事尚ほ成就せざるに因ると雖も來年十一月頃には右工事も完成すべきが故に遅くも來年始より此地方豊富ある石炭は各地殊に東洋の市場を満たすに至るべしと云ふ尤も我當局者が此程同地産を取寄せ實際を試験したる成跡に従へば炭中に含有せる酸度に對して揮發物割合に少量あるを以て火附き思はしからず然用上多少の面倒あるを免れざれども火力其他の點に於て別に申分なく兎に角今後の石炭市場に傳る可らざる剛毅なるべしとなり、我輩の聞く所に據るに據來支那近海より海峽殖民地に掛けて南亞細亞一帶の地方は石炭の供給割合に少なく或は遠路を厭はずして其供給を深淵邊に仰ぐの勢ありたれば近年日本の石炭も次第に販路を該地方に開き追て九州各地に於て採炭事業の勃興するに至らば我日本石炭は東南亞細亞沿海岸の市場を一手に引受けて之を支配する程の勢力を備へしとの事なれども今東京地方に於て果して石炭の無

得べしと云ふ現に英國ランカシャ地方の製造家は其
綿布貿易上後來東南亞細亞を以て新大市場と爲すの考
あるが故に南亞細亞鐵道の起業資本に就ては充分其力
を致すふとある可く斯くて時勢の熟するに隨ひ早晚鐵
道の成就するあらば人文上に貿易上に南亞細亞各地方
に向て一大躍進を及ぼさんとする其折柄、近頃世上に
風説するが如く東京地方に石炭山ありて追々採掘に着手
するに隨ひ價の安い石炭が市場に溢れ出づるふと
あらば彼の鐵道計畫者の如きも忽ち其勢を得て一層發
展の念を増し文明交通の便法も爰に忽ち成功して南亞
細亞形勢一變の機会を作るふと必然にして我日本國の
如き社交上に政治上に隱然との影響を認むるは勿論、其
貿易に於ては彼の石炭業者に對して直接の利害を及ぼ
す可きが故に當業者の此邊に注意す可きは申すに及ば
ず我政府中商工業上の局に當るものには斯かる事態によ
そ最も力を致す可き等なれ事の眞實を充分に見定め當
業者をして前以て之れに應ずるの用意あらしめんふと
我輩の偏に希望する所あり

船に出港を許す手數極めて無難作なり式の検査を執行するに長浦の港口まで進行を命じて許多の時間を浪費せしむるの直打わりとも思はれず現に検疫船名古屋丸は沖合に碇繋して醫師數名之に乘組み居れりと云ふ同處にて検疫を執行す可からざるの理由としてあらざるが如し若し沖合に於て検査を遂げ患者を發見したるんには其時始めて入港を命ずるも晩しとせず或は名古屋丸には相當の醫官を備へずとあらば速に醫官に出張を命ず可きのみ左あきだに検疫法の實施には勤もすれば苦情多きに斯く無用の手數と時間を費やさしむるは事を處するの巧なるものにあらざるべし因に記す此檢疫實施に就きては船舶を所有する會社と相談を遂げさりしものと見え船員の眼より見れば斯くの手續ふそ肝要なるべきに左はせすして却て斯くの事に手數を煩はずは病に怪訝に堪へずなど語り居たる船員も

わが船は當局者は此邊に就ても注意を要する事なるべし又第二に馬關、廣島を経て東行する船舶は寄港の度毎に検疫官の検査を受くる事前記に大差なけれども唯ざ和田岬に着したる時暫時停船して船員并に乗客の検査を受け検疫官に於て船中患者あらと認むれば直ちに航行を許す第三、岡山邊より東航したる船舶は途中の寄港に検疫官の強制する如前記の如くある事無く、
はかりて、
ある汽車の
支けば行く
置物には拂
其後發見